

第10条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。
(過料)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 4 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して同条第 1 項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第 6 条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、南摩の里の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアは、規則で定める日から利用に供するものとする。

別表 (第 9 条関係)

栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリア・アクティビティ施設

利 用 区 分	単 位	基 準	額
ショートコースの利用	1 人 1 回		5, 000 円
ミドルコースの利用	1 人 1 回		6, 000 円
ロングコースの利用	1 人 1 回		8, 000 円

備考

- 1 ショートコースの利用とは、つり橋及びジップライン A を利用する場合をいう。
- 2 ミドルコースの利用とは、つり橋、アスレチック施設及びジップライン A を利用する場合をいう。
- 3 ロングコースの利用とは、つり橋、アスレチック施設、ジップライン B 及びジップライン C を利用する場合をいう。

(自然環境課)

栃木県条例第 40 号

宅地造成及び特定盛土等規制法第 32 条の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。) 第 32 条の規定に基づき、特定盛土等又は土石の堆積の規模を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 (昭和 37 年政令第 16 号) の例による。

(特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第 3 条 法第 32 条の条例で定める規模の特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土 (前 2 号に該当する盛土又は切土を除く。)
- (4) 第 1 号又は前号に該当しない盛土であって、高さが 5 メートルを超えるもの
- (5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの

2 法第32条の条例で定める規模の土石の堆積は、土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超える土石の堆積とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(都市政策課)

栃木県条例第41号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
(失業者の退職手当) 第12条 略 2～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 略 (4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6) 略 12・13 略 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。 15～17 略	(失業者の退職手当) 第12条 略 2～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 略 (4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6) 略 12・13 略 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める <tr><td colspan="2">日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</td></tr> <tr><td colspan="2">(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</td></tr> <tr><td colspan="2">(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</td></tr> <tr><td colspan="2">15～17 略</td></tr>	日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。		(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数		(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数		15～17 略	
日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。									
(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数									
(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数									
15～17 略									